

いじめ防止の指導について

校長・教頭

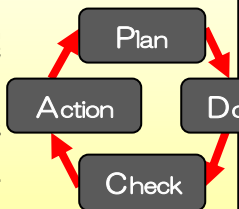
- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ 保護者・地域との連携
- ・ いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しの良い職場

いじめ防止委員会

- ・ 学校いじめ防止基本方針作成
- ・ 年間指導計画作成
- ・ 校内委員会の企画・立案
- ・ 情報の整理・分析
- ・ いじめの事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒への支援方針

欠席 30 日になる前から生徒へ聴取

校長、教頭、主幹教諭、生徒部長、人権・同和教育係、学年主任、養護教諭、教育相談C、特別支援教育C、科長、関係学級担任、主要メンバーによることもある

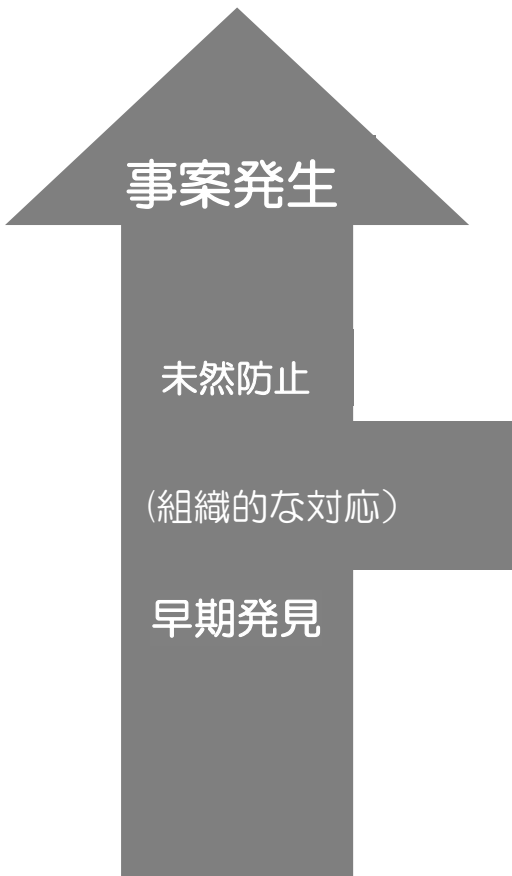


報告連絡

報告（協議）
県教育委員会へ

教育指導課
子ども安全支援室

緊急対応の場合
いじめ問題対策委員会



未然防止（すべての教職員が取り組む）

- ◆ 学習指導の充実（教務部）
- ◆ 体験活動の充実（進路部）
- ◆ 教育相談の充実（教育相談C・特別支援教育C・SC）
- ◆ 人権教育の充実（人権・同和教育係）
- ◆ 情報教育の充実（電子情報安全対策連絡会議）
- ◆ 保護者・地域との連携（総務部）
- ◆ 学級の雰囲気づくり（各学科・担任）

早期発見（ささいな兆候でも見逃さない）

情報収集（担任・学年部・各科・保護者）

- ・ 教員の観察からの気づき
- ・ 養護教諭・SCからの情報
- ・ 生徒からの相談
- ・ 保護者からの相談
- ・ 地域からの相談

（教育相談C・特別支援教育C）
（生徒部）（保健部）
（総務部）

生徒 担任 学年部 各学科 保護者 地域 関係機関